

アメリカ、カナダにおける先住民の 第一次大戦参加と市民権問題

高村 宏子

要 旨

第一次世界大戦では北米先住民がアメリカ軍、カナダ軍の兵士として戦闘に参加し、彼らの勇敢さと忠誠心をアピールした。そして大戦中もしくは大戦後、これらの先住民兵士には米国、カナダでそれぞれ市民権や参政権が認められることになった。さらに米国では、1924年のインディアン市民権法によってすべての先住民に市民権が実現した。先住民の市民権獲得の背景として彼らの軍隊参加、戦争協力が指摘されてきた。本稿は、こうした通説に鑑み、北米先住民の第一次大戦参加について市民権との関係で論じ、彼らの軍隊参加が市民権獲得に与えた影響について検証する。また、本研究は「北米におけるマイノリティーの第一次大戦参加と市民権獲得に関する研究」の一部であることを踏まえて、女性やアジア系移民の場合との比較を視野に入れつつ、米国、カナダにおける先住民の市民権問題の特質を明らかにする。

1. はじめに

第一次世界大戦（以後、第一次大戦または大戦とする）は世界の国々がはじめて経験する総力戦であった。多くの国を巻き込み、それぞれの国では兵士として戦争に参加する以外にもさまざまな方法で戦争に協力することが一般市民に要求された。したがって、戦争の勝敗とはべつに、戦争が社会や人々に与えた影響はそれまでの戦争とは比較にならないほど大きかった。たとえば大戦後もしくは大戦中、欧米各国で起こった変化の一つに女性参政権の実現がある。イギリス、米国、カナダなどであいついで実現した女性参政権の背景として女性たちの第一次大戦における活躍と貢献があげられてきた。一方、米国では大戦後の1924年にインディアン市民権法が成立し、すべてのアメリカ先住民に市民の資格が認められることになった。この先住民の市民権獲得についても第一次大戦における彼らの貢献がその背景としてしばしば指摘されている。

第一次大戦では北米先住民の多くがカナダ軍やアメリカ軍の兵士として戦い、愛国心と勇敢さをアピールした。そして、これらの兵士は大戦中または大戦後に市民権を認められ、それぞれ米国、カナダの連邦レベルの選挙において投票権を獲得した。本稿は、まず、大戦開始と同時にカナダ軍に志願したカナダ先住民、および大戦終盤に参戦したアメリカ軍に加わったアメリカ先住民の軍隊参加の動機や戦場における実態について述べる。つぎに大戦後活発になった先住民の市民権をめぐる議論に焦点を合わせ、米国、カナダにおける先住民の市民権政策について検証する。そして、北米先住民の軍隊参加が彼らの市民権獲得に与えた影響を探り、さらに1924年の米国インディアン市民権法、1919年

のカナダ選挙法改正などの審議過程から、米国、カナダにおける先住民の市民権問題の特質を明らかにしたい。ただし、本稿の目的は、第一次大戦における先住民兵士について詳細を明らかにすることではない。米国、カナダにおける先住民の市民権問題を彼らの戦争参加との関係で論じることにある。女性や移民の市民権問題との違いを念頭におきつつ、米国、カナダの市民権政策および先住民政策の特質について考察することである⁽¹⁾。

第一次大戦に参加した北米先住民全体に関する詳しい記録はほとんどないといってもよい。特定の地域や部隊に関しては詳しい記録がある程度残されているものの、アメリカ軍、カナダ軍に加わった先住民兵士の正確な数さえ明らかにされていない。この分野の先行研究では、第一次大戦時の米国先住民を扱った Thomas A. Britten, *American Indians in World War I* (University of New Mexico Press, 1997) が、戦場の兵士ばかりでなく、ホームフロントにおける先住民の活躍についても一次資料を多く利用しながら総合的に詳しく論じている。カナダの先住民兵士についての総合的な研究はないが、カナダ西部のインディアンを中心にまとめた L. James Dempsey, *Warriors of the King: Prairie Indians in World War I* (Canadian Plains Research Center, University of Regina, 1999) が、豊富な一次資料に基づく研究で詳しい。本稿は、第一次大戦における先住民兵士の全体像および参加の経過などについてこれらの文献を参考にした。このほか、第一次大戦におけるカナダ先住民を扱ったものに Fred Gaffen, *Forgotten Soldiers* (Theytus Books, 1985) がある。米国先住民兵士に関しては Russel L. Barsh, “American Indians in the Great War,” *Ethnohistory* 38 (Summer 1991), 先住民の市民権との関係で論じたものとしては、Barsh, “An American Heart of Darkness: The 1913 Expedition for American Indian Citizenship,” *Great Plains Quarterly* 23 (Spring 1993); John R. Finger, “Conscription, Citizenship and Civilization: World War I and the Eastern Band of Cherokee,” *North Carolina Historical Review* 63 (July 1986) がある。しかし、米国、カナダの先住民の軍隊志願や第一次大戦における貢献を大戦後の市民権問題に関連づけて論じた本格的な研究はほとんど行われていないといってもよい。一方、先住民の側からの発信はほとんどない。1920年代には先住民の間で英語の普及率が低かったことを考えると無理もないことではある。先住民および支援者を対象とした定期刊行物としては *The American Indian Magazine*, *The Native American*, *The Indian's Friend*, *Indian School Journal* などがある。本稿は、上記の資料を入手できなかったため、おもに米国、カナダの議会資料と「インディアン権利協会文書」(マイクロフィルム) に収められている資料を一次資料として利用した。

2. カナダ遠征軍と先住民

イギリスの自治領であったカナダは、1914年、イギリスによる対独宣戦布告とともにほぼ自動的に第一次大戦への参戦が決定的となった。カナダ議会は直ちにカナダ軍の海外派兵を決定し、カナダ遠征軍 (Canadian Expeditionary Force, 以後 CEF とする) がイギリス経由でヨーロッパの戦場に送られることになった。当時徴兵制度のなかったカナダでは、兵力を志願兵に頼るほかなく、カナダ各地で志願兵の募集が行われた⁽²⁾。イギリスを支持するイギリス系住民はもちろんのこと、移民や先住民

からも軍隊への志願が相次いだ。カナダ先住民でカナダ軍に入隊した人数は正確にはつかめていないが、3,500~4,000人といわれており、この数字は当時の兵役年齢に相当する先住民男子の3分の2に当たるとされている⁽³⁾。

当初、カナダ政府は先住民の志願兵徴募には積極的ではなかった。事実、1917年の徴兵法(Military Service Act)でもインディアンは徴兵の義務から免除されている。インディアンは出生によるイギリス臣民ではあるが、投票権がないため兵役を強制されることはないというのが、その根拠であった⁽⁴⁾。先住民の兵役免除の背景には、アメリカの南北戦争直後の1873年にカナダ政府と先住民との間で交わされた条約における約束があった⁽⁵⁾。この条約では、カナダが国外での戦争に巻き込まれた場合、先住民の参加が免除されることが言及されていた。前のマニトバ州知事でこのとき交渉に当たったアレグザンダー・モリスが先住民側の主張を受け入れた結果であるという。つまり、「あなた方の戦争」に「私の若者を派遣したくない」と、先住民のリーダーの一人が主張したからだということになっている⁽⁶⁾。それでも CEF に志願した先住民は少なくなかった。先住民の志願理由については後で検討することとし、まずは CEF における先住民兵士の実態について明らかにしたい。

開戦前、カナダの軍力は民兵組織にかなり依存している状態で、世界大戦に参戦する備えはほとんどないに等しかった。が、カナダ政府内には志願兵の徴募が急務となったにもかかわらず、先住民のカナダ軍入隊に関して消極的意見が目立った。インディアンだけで単独の部隊を編成することが困難だというのが主な理由であった。または先住民に英語を理解する力がないことを理由にあげる意見も多かった。一方、入隊を熱心に希望する先住民団体からは、どうしたら入隊できるか手続きの方法を探るなど、政府への働きかけが始まっていた⁽⁷⁾。先住民の CEF 参加を可能にしたのはヨーロッパにおける戦況の変化であった。短期間で終結すると思われていた大戦は予想外に長引き、志願兵の数が不足したため、カナダ政府はそれまで歓迎していなかった先住民やアジア系移民などの入隊を視野に入れるようになった。その結果、1915年12月、政府は先住民の海外派兵を控えていたそれまでの方針を転換して、入隊基準に達していればインディアンの入隊を認めることになった⁽⁸⁾。こうしてインディアン兵士の志願兵徴募が精力的に開始された。CEF の編成にあたってはインディアンだけの部隊を主張する声もあったが、十分な人数の確保がむずかしいという理由で実現しなかったため、先住民志願兵は既成の部隊に混じって戦うことになったのである。

カナダ軍に参加した先住民にとって最大の問題は言葉の壁であった。多くの先住民が英語もフランス語も理解できなかったため、命令を理解することが困難だったばかりでなく部隊内でコミュニケーションをはかることにも苦勞した。先住民の入隊に難色を示した人々の中には彼らの英語の理解力への疑問をあげる人が多かったのだが、先住民同士といえども完全に共通の言語で結ばれていたわけではないので、お互いのコミュニケーションの問題はかなり深刻であったと想像される。したがって、できるだけ同じ部族出身の兵士をまとめて一つの部隊に編入する方法がとられた。この方法は兵士の不安をやわらげ、軍事上も効果があったことが報告されている⁽⁹⁾。単なる同族意識による団結力だけでなく部隊内の円滑なコミュニケーションによるところも大きかったといえよう。同時に英語がわからないことを理由に入隊を尻込みするインディアンも少なくなかった。大戦末期にかけて政府が志願兵

の徴募に力を入れるようになっても先住民兵士を十分に集めることができなかった背景には英語の問題があった。20世紀初頭の先住民の多くは一般カナダ人の生活地域から離れた場所に住み、英語を話す人々との接触もほとんどない暮らしをしていたため、英語の知識はもちろんのこと、白人の生活様式や習慣にもほとんど馴染みがなく、彼らが軍隊の生活に慣れるだけでも相当のストレスがあったと思われる。

そのほか、インディアンの軍隊参加で問題となったのは、彼らの伝統的な文化が軍隊の西洋式マナーと対立することがしばしばあったことである。たとえば、個人主義を好む文化的環境で育ったインディアンにとって規則づくめの軍事訓練に耐えることにはかなりの抵抗があった⁽¹⁰⁾。画一的な軍服に馴染めず、慣れ親しんできたイヤリングやネックレスを身につけたり、赤いスカーフを首に巻くインディアンさえいた⁽¹¹⁾。一方、白人の病気も免疫のない先住民を悩ませた。多くのインディアン兵士が結核にかかり、帰国後生命を落とし、いわゆる戦病死する兵士も少なくなかった⁽¹²⁾。

それでも軍隊内部のインディアン兵士に対する評価は概して高かった。たとえば、狩猟の経験豊かな彼らの中には銃の操作をすぐに覚え、すぐれた狙撃兵として活躍した者もいた⁽¹³⁾。あるいは彼らの斥候としての才能を高く評価する声も多い。「彼らの中には世界一の斥候がなん人もいる」⁽¹⁴⁾。あるいは、「彼らはすぐれた射撃兵や偵察兵だ。彼らは野外のテントで、またはテントなしで生活する」と⁽¹⁵⁾。インディアン兵の射撃の腕前はとくに信頼されていた。「彼らは射撃の名手であるから、彼らを300人ばかり前線に送り込めば優秀な狙撃兵となるであろう。」⁽¹⁶⁾また、先住民は士気の高さにおいても認められた。1917年のインディアン省年次報告書は、インディアンが忠誠心、愛国心においてすぐれた兵士であることを伝えている⁽¹⁷⁾。このようにCEFに加わったインディアンは兵士としてのすぐれた資質を発揮したことが伝えられているが、塹壕、毒ガスなどの新しい作戦、機関銃をはじめとする新兵器の登場には対応できなかったため、多くの戦死者、負傷者が出た。その数は明らかではないが、CEFのインディアン兵のうち少なくとも300人以上が戦死したといわれている⁽¹⁸⁾。

第一次大戦におけるカナダ先住民の戦時協力は兵士としての戦闘参加だけではなく、先住民以外のカナダ人同様、さまざまな分野で戦争を支援するための努力が示された。とくに彼らの農業分野での貢献はめざましかった。西部平原州の農業地帯では、農作物増産の必要性を訴えるインディアン省の呼び掛けに応じて1917年に農業栽培や家畜の世話など農業指導が学校教育の場に取り入れられ、その結果農業に興味をもつインディアンの若者も現れるほどであった⁽¹⁹⁾。こうして先住民による農業生産は飛躍的に伸びた。しかし、カナダ政府はそれでも満足せず、インディアン保留地内の土地を白人に売るか、さもなければ牧畜用の土地または農地として白人に貸し付けることを要求したのである⁽²⁰⁾。政府は、保留地を有効活用するためにインディアン法を改正し、これに抵抗するインディアンには圧力がかけられた。こうした政府の食糧増産運動に協力し、すすんで土地の貸し付けに応じるインディアンもいる一方、英語が理解できなかったため何もわからないまま書類に署名させられた例も多かった⁽²¹⁾。

大戦中の先住民の貢献は農業だけではなく、男性は工場で軍需生産に従事したり、女性は赤十字クラブをつくって毛糸の靴下やマフラーなどを編み、戦場の兵士のための慰問品をつくるなど、積極的

な協力がみられた。赤十字の職員によれば、先住民女性の編み物や裁縫の技術は赤十字に提供された慰問品の中でもっとも立派だったと、評価されるほどであった⁽²²⁾。さらに、戦況を知るために新聞の定期購読を始める者さえ現れ、先住民の戦争への関心は大きかったといえる⁽²³⁾。

先住民たちがCEFに志願したり、あるいは国内のさまざまな分野で戦争に貢献しようと努めた動機は何だったのであろうか。まず、カナダの参戦が決まった時、先住民たちは自分たちをイギリス臣民と位置づけ、「自分の国王と自分の国のために戦争に行く」と考えた⁽²⁴⁾。先住民の忠誠心はカナダよりもむしろイギリス国王に向けられていた。つぎに、彼らをCEF志願に駆り立てた要素として先住民の「戦い」の伝統をあげる見解が多い。先住民の中には、保留地での生活が続いても自分たちの闘争本能が衰えていないことを証明するために志願した者もいた⁽²⁵⁾。あるいは「戦いが部族にいかにか名誉をもたらしたか」ということを老人たちから繰り返し聞かされて育った先住民もいた。また、「年老いて死んだり、病気で死んだりするくらいなら、戦いで殺された方がましだ」という彼らの古い言い伝えが、先住民の若者の間にも浸透していた⁽²⁶⁾。このように兵士としての伝統を先住民がかなり意識していたと思われる。したがって、CEFに志願した移民や女性たちとはちがひ、参政権などの市民権の獲得が目的で入隊した先住民はほとんどいなかったということになる。第一次大戦期、カナダではイギリス国王への忠誠がフランス系住民以外のカナダ人の間でかなり浸透していたこと、カナダ市民権法が施行されるのが第二次大戦後の1947年であったことなどから、先住民たちの意識の中にはカナダ市民としての政治参加を思い描くことは困難だったのであろう。彼らに権利意識があったとすれば、それは市民権よりも先住民の自治権の獲得であった。このことは、大戦後にインディアン市民権法の実現をみたアメリカ先住民の場合との違いとなって現れている。

3. 米国の参戦と先住民

イギリスの開戦とともにカナダで志願兵の募集が始まっていた頃、米国は中立を宣言しヨーロッパの戦争には参加しない方針を明らかにしていた。しかし、米国は1917年に参戦を決め、その1ヵ月後には選抜徴兵制を実施したため、21歳から30歳までのすべてのアメリカ人男子が徴兵の対象となった。先住民の場合は3分の1以上がアメリカ市民ではなかったため、先住民の徴兵に関する責任はインディアン局が負うこととなり、きわめて慎重にことが運ばれた⁽²⁷⁾。先住民の徴兵をめぐる混乱や試行錯誤が多くみられたが、その詳細については本稿では触れない。さて、徴兵または志願によってアメリカ軍に加わった先住民の正確な数は明らかにされていないが、10,000人～13,000人という数字が有力である⁽²⁸⁾。そのうちアメリカ遠征軍(American Expeditionary Force、以後AEFとする)に加わってフランスに派遣された先住民の数は2,000～4,000人と推定されている⁽²⁹⁾。さらに、先住民の戦死者、負傷者の数は他のアメリカ人兵士の割合よりも高いと言われているが、正確な数は明らかではない。ブリッテンによれば、先住民兵士の5パーセントが戦死し、この数字はAEFの戦死者の平均1パーセントをはるかに上まわっているという⁽³⁰⁾。数字があいまいな理由の一つに、帰還後に戦病死した先住民兵がかなりいたということがある。とくに1918年に大流行したスペイン風邪は先住民の間にまたたく間に広がり、1918年から1919年にかけて米国の先住民人口の約4分の1に当たる73,651

人を失うことになった⁽³¹⁾。一方、米国が参戦する以前にカナダでCEFに志願して戦ったアメリカ先住民がいたという証言もある。このことに関してはカナダ側にも米国側にも詳しい記録は残っていないが、米加の国境に近いアメリカ西部の先住民がカナダに出向いて入隊したと考えられている⁽³²⁾。

米国の参戦が大戦末期に近かったため、AEFの先住民兵士の戦場における活躍は限られていた。先住民兵士の半数以上が歩兵であったが、ほかには衛生兵やトラック運転手として任務についた者もいた。彼らはインディアンの伝統と考えられていたゲリラ兵士としての素質を見込まれて斥候、狙撃兵、伝令など特殊任務を命じられることも多かった⁽³³⁾。カナダ先住民の場合と同じように、米国でもインディアンを「戦い」のイメージと結びつける固定概念が支配的であった。そして、それが彼らの兵士としての能力を賞賛することにつながったのである。たとえば、インディアンの単独部隊の是非をめぐる議会の公聴会では次のような証言があった。「北米インディアンは生まれながらにして兵士の遺伝子を受け継いでいる。彼らは勇敢で恐れを知らない。」⁽³⁴⁾先住民たち自身もステレオタイプ化された先住民像を受け入れ、自信をもってアメリカ軍に入隊したため、他のマイノリティーに比べて軍隊内では敬意を払われることが多かった⁽³⁵⁾。しかし、軍隊内での先住民兵士に対する評価は、彼らの戦闘能力を除くと決して高くはなく、彼らは知的能力においてはむしろ劣るとみなされた⁽³⁶⁾。なかには先住民兵が英語がわからないため命令を理解できないことや、文字による通達などを理解できないことなどが軍隊内で問題になったことが報告されている⁽³⁷⁾。

先住民のアメリカ軍入隊が徴兵によるものか、それとも志願によるものか、詳しい数字は明らかではないが、志願兵の割合はかなり高かったと伝えられている。少なくとも徴兵を拒否した先住民はなく、全員が入隊の意思がかたかったと証言されている⁽³⁸⁾。ただし、「志願」という表現は必ずしも志願兵、義勇兵として参加した兵士だけを指しているわけではないであろう。兵役拒否者がいなかったという程度のことと思われる。こうした先住民の軍隊参加の意思について議論されたのは大戦後のことであり、インディアン部隊の編成をめぐる議論、または先住民全員に市民権を認めるかどうかをめぐる議論を通してであった。それゆえ、先住民が進んでAEFに志願したことが強調されたのであろう。このような事情を考慮したとしても、第一次大戦当時、先住民自身が入隊に抵抗がなかったとみてよいであろう。しかし、彼らが軍隊参加や戦争協力によって市民権の獲得など自分たちの権利を認めさせることを目的としていたかどうか、それはきわめて疑問である。この点が、移民や女性たちの戦争参加の目的とは大きく異なっている。先住民の戦争参加の動機としてもっとも多かったのは、「戦士」としての先住民の伝統に影響されたことであった。「戦士としての歴史」を意識し、「インディアンは兵士として育ってきたので、昔のインディアン魂や兵士としての誇りを世界に示す」機会と考えてAEFへの参加を希望したと理解されている⁽³⁹⁾。そして、こうした動機は「愛国的な気持ち」とも結びついて記憶されている。たとえば、次のような証言がある。「この国が侵略されれば、それがメキシコとの国境であれ、カナダとの国境であれ、あるいは太平洋岸や大西洋岸であれ、部族や自分たちの保留地を侵略されたのと同じことだ。だから、この国の人々が襲撃される時には、戦う能力のある男が戦いに行くのは男としての義務であり、そうさせるのが女の義務でもある。」⁽⁴⁰⁾大戦後の1924年、インディアン市民権法の成立に向けて先住民の市民権問題に対する関心が高まるにつれ、先住民の権利を

主張する団体は、彼らの大戦中の貢献に注目を集める戦術をとることになる。しかし、先住民の大戦参加の目的を自分たちの市民権獲得と結びつける考え方は米国の参戦当初はなかったといつてよい。

4. 米国のインディアン市民権法

米国では先住民に対する市民権の付与は段階的に行われたため、女性やアジア系移民の場合とは異なり、第一次大戦との関連だけで論じることは困難である。歴史的には先住民の市民権はアメリカ社会への同化主義政策を反映するもので、先住民の文明化、定住化、先住民としての特権の放棄などが条件であった。1887年に米国議会を通過した「ドーズ法」として知られるインディアン一般土地割当法は、保留地の土地を先住民個人に割り当て、それらを国の管理下に置き、売却などを禁止する一方で、土地分割を受けた先住民をアメリカ市民として認めるというものであった。先住民の伝統であった土地の共有をやめ、土地の私有という欧米人の価値観に従うことを条件に市民権が与えられたのである。このドーズ法は歴史上もっとも大規模な先住民同化政策としてよく知られているが、それ以前にも特定の部族との条約などによってこのような政策がとられていた。また、ドーズ法では保留地に住むことをやめ、部族を離れて一般社会に同化する意思のある先住民にも市民権を保障している。したがって、先住民が希望すれば、条件付きとはいえ市民権を取得することは可能だったのである。第一次大戦当時、先住民の AEF 参加の目的が市民権の獲得ではなかった理由の一つはここにあるといつてもよいであろう。

しかし、大戦後、一部の先住民たちは第一次大戦における貢献を強調することによって自分たちがアメリカ市民に値すると主張し、先住民すべてに市民権を認めるよう求める運動を展開した。そして1924年にインディアン市民権法が成立した。この時までには米国先住民の3分の2がすでに市民権を得ていたといわれている⁽⁴¹⁾。それでもこの法案の成立が先住民の第一次大戦参加の結果と考えられることが多いのは不思議である。法案成立に向けて運動を展開した人々のなかには、ドーズ法成立時に先住民擁護の目的で白人が中心となって組織されたインディアン権利協会(Indian Rights Association=IRA)もあった。また、個人ではジョーゼフ・K・ディクソンが、先住民の代弁者として議会公聴会はじめ多くの機会を利用して先住民の市民権を主張した。1919年1月、IRAはフィラデルフィアで先住民とその支援者による集会を開き、先住民の市民権の完全な実現に向けて立法化を急ぐよう議会に働きかけた。この時採択された決議案では先住民の市民権について次のように述べられている⁽⁴²⁾。

戦争という緊急事態は、インディアンが我々[白人]の味方になりうることを明らかにした。だから我々は、軍隊で任務についた8,000人以上の忠実な先住アメリカ人に代わって要求する。彼らに市民としての完全な権利が直ちに与えられるべきだと。

大戦中、インディアンは忠誠心、勇気、そして愛国心を十分に示した。陸軍および海軍で兵役についた1万人のうち85パーセントは志願兵である。彼らは市民ではないことを理由に、

徴兵を免除されていた人たちである。……………平時においてもチャンスを与えられれば、彼らは戦時と同様にうまくやれるはずだ。

一方、これより1年前、大戦末期の1918年1月、米国生まれのインディアンに市民権を認める法案が米国下院に提出された。また翌1919年5月には、インディアン兵士に市民権を与える法案が提出された。しかも、この法案では市民権の獲得によってインディアンの財産権が損なわれることはないことが保障されている。「ドイツ帝国との戦争中、合衆国陸軍もしくは海軍に入隊し、名誉の除隊を受けた、またはその予定のすべてのインディアンで、現在アメリカ市民となっていない者には、希望すれば……………完全な市民権が与えられる」という主旨であった⁽⁴³⁾。この法案は前年に出されたものと違い、先住民のすべてに市民権を認めることを目的としたものではなく、「特定のインディアン」と限定し、第一次大戦の帰還兵で名誉の除隊をした先住民を対象とするものであった。これについて先住民政策の責任者である内務長官のフランクリン・K・レインは次のように述べている。「インディアンに市民権を与えるということに関して言えば、先住民族や部族の主権および土地所有権とは関係なく、彼らが本当のアメリカ人であるという事実、あるいは市民権を有する資格があるという事実に基づいて考えられるべきである。』⁽⁴⁴⁾こうして、大戦に参加した先住民兵は彼らの意識や参加の目的を問われることもなく、合衆国の国旗の下でともに戦った「アメリカ市民」として認められることになった。この法案は「特定のインディアンに市民権を与える法」として1919年10月に上下両院で反対もなく可決され、成立した。

その後、先住民の市民権は議会ででもしばしば取り上げられている。下院軍事委員会では、インディアンだけの単独部隊の編成をめぐる公聴会において、先住民兵士がアメリカ市民としてふさわしい責任を果たすことができるかどうか、その能力があるかどうかといった議論が展開された。意見の多くは、第一次大戦における先住民兵士の勇敢さ、兵士としてのすぐれた資質を例にあげ、彼らが白人あるいは外国人移民の兵士たちと同等であること、もしくは同等であるべきことを主張するものであった。なかでも先住民のスポークスマンとして出席したジョーゼフ・ディクソンの主張は説得力に富み、先住民の権利の承認に貢献したと評価されている⁽⁴⁵⁾ディクソンによれば、大戦中にめざましい働きをしたインディアン兵士のことを考えれば、先住民が市民としての責務を果たす能力があることは明らかであった⁽⁴⁶⁾。「インディアンは自分の勇気と愛国心によって市民権100パーセントを授かる資格があることを証明してきた。彼らはフランスの戦場で、血をもってそれを買ったのだ。』⁽⁴⁷⁾ディクソンは、1918年11月13日付けのウィルソン大統領宛て書簡で、インディアンに市民権を与えるよう次のように要求したことを議会の公聴会で報告している。「あなた〔大統領〕が現在〔ヴェルサイユ会議で〕取り組んでいる少数民族自決の問題は北米インディアンにも関係があります。……………彼らを自由にし、彼らに市民権を与え、保留地の制度やインディアン対策局といった官僚制度を廃止することを宣言すれば……………あなたはヴェルサイユ会議で『14ヶ条』の一つを具体化するためになし得る以上のことができるでしょう」と、ディクソンはインディアンの市民権の立法化を促した⁽⁴⁸⁾。さらに、「北米インディアンの解放」と称する6項目の提案を行い、それらを大統領が宣言するよう求めている。その第一は、

アメリカ軍で兵役につくことのできるインディアンは完全なアメリカ市民であることを大統領が宣言すること。そして、この理論に従えば米国が参戦した1917年4月6日の時点で成人に達していたすべてのインディアンには市民権があることを大統領が宣言する、というものであった⁽⁴⁹⁾。

このように、先住民の市民権問題は1924年のインディアン市民権法ですべての先住民に市民権が実現する以前にも米国議会でしばしば取り上げられ、さまざまな局面で議論されてきた。そして、その多くが先住民の第一次大戦参加との関係で論じられているのが特徴である。彼らの兵士としての能力や愛国心が高く評価され、これらが市民としての資格を証明する要素として認められた。一方、英語の理解力において先住民の劣等性がしばしば指摘され、先住民の市民としての資格にとって大きな障害となった。しかし、こうした問題は先住民の教育問題へと議論が発展することが多く、先住民に対しては同化主義政策と同時に、アメリカ軍の充実のためにも、兵士の質の向上を目的とした先住民教育の必要性と重要性が議論されることになった。

5. カナダ先住民と市民権

アメリカ先住民と同様、第一次大戦に参加したカナダ先住民の多くも市民権の獲得が軍隊参加の動機ではなかった。北米先住民は、多くの部族に分かれていて一つに結束していなかったとはいえ、米加の国境線によって彼らの意思とは関係なく二つの国に分断されたわけである。その結果、二つの異なる政治的枠組みが先住民の意識に微妙な影響を与え、このことが彼らの市民権問題にも反映されているように思われる。イギリス自治領であったカナダでは先住民も含め居住者は「イギリス臣民」として扱われていたため、「カナダ市民」という意識がカナダ人に芽生えるのは、カナダがイギリスからほぼ完全に自立し、カナダ市民権法が成立した1947年以降といってもよい。したがって、第一次大戦後に先住民が参政権など市民権を要求する運動がとくに大きく発展することはなかった。むしろ、彼らにとっての関心事は自分たちの自治権であり、先住民の伝統や部族社会の維持などに関心が深かったといえよう。とはいえ、第一次大戦中の1917年にはカナダ戦時選挙法によってカナダ軍に入隊している兵士のすべてに投票権が与えられる。この法律は CEF に参加している先住民兵士にも適用され、先住民も市民権を得る機会を与えられた。しかし、カナダの女性や日系人のように参政権獲得を待ち望んでいたわけではなかったため、先住民兵士がどの程度この機会を利用して投票権を行使したかは明らかではない。

カナダ先住民の市民権に対する態度は複雑であった。1919年に先住民帰還兵が中心となってカナダ・インディアン連盟 (League of Indians of Canada, 以後 LIC) が組織され、保留地内の生活改善を訴えると同時に、他のカナダ市民との平等を主張して参政権を要求した。しかし、彼らは市民としての特典と責任において平等に扱われることを要求したものの、カナダの主流社会に同化されたり吸収されたりすることを望んでいたわけではなかった⁽⁵⁰⁾。LIC 初代会長のフレデリック・O・ロフトによれば、「さきの戦争中、彼ら [先住民] の間に自決と義務感、責任感が生まれ、国王、国家、帝国への奉仕の念に彼らを駆り立てた。彼らは大義のために戦い、血を流し、死んだのだから、政府の公平な扱いによって報われるべき」であった⁽⁵¹⁾。先住民と市民権の問題が議論される時、彼らの大戦参

加が市民としての資格を証明するものとして強調されることが多い。たとえば、1947年のカナダ市民権法成立後、先住民のすべてに参政権を与えるべきかどうか議会が審議された時には次のような発言があった。「インディアンだけに投票権がない。さきの戦争では5,000人のインディアンが軍隊で兵役についたと聞いているが」と⁽⁵²⁾。反面、先住民の側では平等な扱いを要求する一方、第一次大戦に参加することによって自分たちの伝統や誇りに目覚め、一般のカナダ社会に呑み込まれることなく独自の権利を確立したいと考える傾向も生まれた。なかには市民権の獲得によって自分たちのアイデンティティーが揺らいだり失われたりすることを懸念する考え方があったことも事実である。このことを理由に先住民の普通選挙に反対する声もあった。つまり、先住民が保留地に住むことによって彼らの伝統文化を守ることができる人がある一方、市民権は同化を目的とするもので、先住民に認められている保留地など各種特権とは矛盾するのではないかと指摘する人もいた。また、先住民の市民権をめぐる議論で問題とされたのは、米国の場合と同様、彼らの英語力に対する疑問であった。「投票用紙の名前さえ読むことのできない者が投票所に行き、連邦の選挙に特権と責任をもつのは正しくない」とする意見もあった⁽⁵³⁾。

カナダにおける先住民の市民権は1920年代から段階的に実現していた。それ以前にも条約や州レベルの協定などで一部市民権が認められている。1920年、インディアン法が改正され、保留地を出るなどインディアンの地位を放棄し、しかも本人が希望すれば、21歳以上のインディアン男子に参政権が与えられることになった。さらに、1924年にはイヌイットもインディアン法に含まれることになり、市民として扱われることが可能になった。そして1960年には、選挙法の改正によって先住民の地位を保持したまま連邦の選挙で投票が認められることになった。しかし、この場合も先住民の強い要望で参政権が実現したわけではなかった。選挙法改正案を提出したフランク・ハワード議員によれば「[先住民は]白人の政府に関心がない。彼らは自分たちの政府をもっており、それ以外の政府を認めたがらないのだ。さらに、投票の機会を望まないグループや、有権者名簿に自分の名前が記載されることさえ希望しないグループ」もあった⁽⁵⁴⁾。一方、投票には関心があるが、先住民としての特権を失いたくないというグループもあり、こうした考えの先住民は当時増加傾向にあった。というのは、州レベルの選挙では先住民の権利を保持したまま参政権を認めることが多くなっていたからである⁽⁵⁵⁾。しかし、多くの先住民は投票そのものに無関心であった。したがって、すべての先住民の多様な要求に適應しうるものが1960年の選挙法改正であった。ところが、議会では先住民の地位を守り、特権を保持しつつ参政権を獲得するという考え方は先住民のカナダ人化とは矛盾すると指摘され、審議は長引いた。まず、先住民をネーションとして尊重するという立場の議員からは、すべての先住民に参政権を与える法律自体が白人の側の一方的な押し付けではないかという意見が出された⁽⁵⁶⁾。ユーコン準州選出のエリク・ニールセン議員は次のように述べている。「参政権付与はインディアンにとっては特典というよりは脅迫である。……………個人または部族の同意も得ずに参政権を無理やり与えられることは、先住民にとってはまさに頭上の脅威である。」⁽⁵⁷⁾ こうして、北米で先住民の権利を主張する運動が起こる直前の1960年、カナダ先住民の普通選挙がようやく実現したのである。

6. おわりに

第一次大戦は米国、カナダの女性、移民、先住民、そしてアフリカ系アメリカ人の権利や社会的地位に変化をもたらした。参政権、市民権の獲得、女性の社会進出、米国におけるイタリア系、アフリカ系の地位の向上などは、彼ら／彼女らの戦争への貢献の結果だと考えられている。女性も移民も黒人も大戦前にはつげなかった職業につくことが可能になり、それまで受けてきた差別の壁を一步乗り越えることができた。しかし、大戦後、実現の時期に差はあるものの、市民権付与という具体的な形で戦争貢献が認められたのは女性、アジア系帰還兵、そして先住民であった。したがって本稿の目的は、北米先住民の第一次大戦参加と市民権獲得の関係を検証することであったのだが、女性、アジア系移民の場合とは異なり、彼らの戦争参加と市民権獲得を直接結びつけて論じることは不可能であると同時に、危険であることが明らかになった。

米国、カナダのマイノリティー集団の多くが、それぞれの社会の主流に同化し「市民」として認知されることを目的に第一次大戦に参加したのに対し、先住民の立場はやや複雑であった。軍隊参加の動機も多様であった。多くのマイノリティー集団が集団としての意識をもち、集団が共有する目標のためにまとまろうとする傾向があった。これに対し、先住民はもともと部族単位の生活を基本とする伝統があり、先住民全体がまとまろうとする求心的な態度がみられるようになるのは1960年代半ばである。それまでは、アメリカ社会やカナダ社会の主流に同化する意思やその度合には先住民の間で開きがあり、それが先住民の市民権問題を複雑にしてきたのである。

最後に、北米先住民の市民権問題の特質について考えてみたい。先住民に対する市民権付与はつねに同化の目的を含んでいたといってもよい。市民であることを認める代わりに税金や土地などに関する先住民の特権を放棄すること、保留地を出て一般市民と同じように文明社会で生活することなどを条件としていた。この条件さえ満たせば、英語の理解力などの問題はあったものの、先住民に市民権を与えることに大きな抵抗はなかった。先住民の市民権の場合、同化は切り離せない重要な要素として議論されてきた。一方、アジア系の市民権については必ずしも同化が条件ではない⁽⁵⁸⁾。先住民に市民権を認めることで彼らの同化を促進させようとする意図があったが、アジア系の市民権についてはそのような議論はまったくなかったといってもよい。米国で「帰化不能外国人」と指定されたアジア系移民は「同化できない」集団とみなされ、それがアジア系の市民権を阻んでいた。この根底にあるのは人種主義や人種偏見に基づく考え方であり、白人の価値観に基づく先住民の野蛮性や無知に対する偏見とも性格が異なるものであった。米国でもカナダでもアジア系が第一次大戦で血を流して愛国的な市民であることを証明したにもかかわらず、彼らが米国における帰化権、カナダにおいては参政権を獲得するまでに相当の抵抗があり、かなりの時間がかかったのも、ここに原因がある。さらに、女性の場合は同化はまったく問題にはされなかった⁽⁵⁹⁾。男性との比較、つまり女性が男性と同等に市民としての義務や責任を果たすことができるかどうか議論の中心であった。これらの事実から言えることは、米国、カナダのマイノリティーに対する市民権の付与をめぐるのは、ダブル・スタンダードどころか、三重、四重の基準が存在したということであろう。

注

- (1) 本稿は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究C-2）による「北米におけるマイノリティーの第一次大戦参加と市民権獲得に関する研究」の成果の一部である。米国、カナダの日系人、女性、先住民の事例に関する研究のうち、本稿は先住民の事例を取り上げる。本稿では原則として「先住民」という用語を用いる。ただし、先住民の定義が米国とカナダで統一されていないこと、時代によっても定義が異なることなどを考慮して、文脈に応じて「インディアン」を用いる場合もある。また、アメリカ合衆国については原則として「米国」と表記し、文脈に応じて「アメリカ」または「合衆国」を用いる。
- (2) カナダでは、大戦半ばヨーロッパにおける兵力増強の必要性に迫られ、徴兵制の実施が現実問題となった。イギリスへの協力に積極的なイギリス系住民に対し、それに反発するケベック州を中心とするフランス系住民から根強い反対が起こり、徴兵制はカナダを一致団結とは逆の方向に導きかねない要素を含んでいたが、1917年に法案が成立し、大戦末期の1918年に徴兵制が実施された。
- (3) L. James Dempsey. *Warriors of the King: Prairie Indians in World War I*. Regina: Canadian Plains Research Center. University of Regina. 1999. 7. カナダでは1924年のインディアン法に先住民のイヌイットも含まれることになった。第一次大戦時の先住民はインディアンを指すが、本稿では文脈に応じて「先住民」と「インディアン」を使い分けた。
- (4) *Annual Report of the Department of Indian Affairs*. 1916. 15. James Dempsey, “The Indians and World War One.” *Alberta History*, 31-3 (Summer 1983), 2に引用。
- (5) L. James Dempsey, “The Indians and World War One,” 2.
- (6) Alexander Morris, *The Treaties of Canada with the Indians of Manitoba and North-West Territories and Kee-Wa-Tin*, Toronto: Willing and William Son, 51880. 50, 59. Dempsey, “The Indians and World War One” に引用。
- (7) Dempsey, *Warriors of the King*. 20.
- (8) Ibid., 22.
- (9) Ibid., 60.
- (10) Dempsey, “The Indians and World War One,” 4.
- (11) Ibid.
- (12) Ibid.
- (13) Ibid.
- (14) *Calgary News-Telegram*, August 14, 1914. Dempsey, *Warriors of the King*, 20に引用。
- (15) Letter. Major General W. G. Watkins to Adjutant General. January 6. 1916. Ibid., 22に引用。
- (16) S. J. Donaldson to Sir Sam Hughes. November 26, 1915. Dempsey, *Warriors of the King*, 23に引用。
- (17) *Annual Report of the Department of Indian Affairs*. Dempsey, “The Indians and World War One”, 4に引用。
- (18) “Native Soldiers. Forgotten Battlefield: The Wartime Contribution of Canada’s First Peoples <<http://www.ib.byu.edu/~rdh/wwi/comment/native.html> 05.9.2.> 2005年9月2日。
- (19) Dempsey, “The Indians and World War One,” 5.
- (20) *Annual Report of the Department of Indian Affairs*. 1918. Ibid. に引用。
- (21) Dempsey, “The Indians and World War One,” 7.
- (22) Dempsey, *Warriors of the King*, 35に引用。
- (23) Ibid.
- (24) Roberta J. Forsberg, *Chief Mountain: The Story of Canon Middleton* (1964, 私家版) . Dempsey, “The Indians and World War One,” 3に引用。カナダでは先住民の権利を保障する法的根拠が歴史上いくつ也存在する。その最初が、1763年の「国王宣言」である。この宣言以来、カナダ先住民は、イギリス国王への忠誠心と帰属意識を強くもつようになった。

- (25) Mike Mountain Horse. *My People the Bloods*. Calgary : Glenbow Museum, 1979, 144. Dempsey. “The Indians and World War One,” 3に引用。
- (26) John C. Ewers, “Primitive American Commados,” *The Masterkey Bimonthly*, 17-4 (July 1943), 118. Dempsey, *Warriors of the King*, 1に引用。
- (27) Thomas A. Britten, *American Indians in World War I*, Albuquerque: University of New Mexico Press. 1997. 51-52.
- (28) 豊富な一次資料に基づいて第一次大戦におけるアメリカ先住民兵に関する詳細をまとめたトーマス・ブリッテンでさえ詳しい数字はつかんでいない。彼が根拠としているのは Russel Barsh, “American Indians in the Great War,” *Ethnohistory* 38 (Summer 1991) である。1919年に米国上院インディアン政策委員会に提出された報告書では1万人となっている。U. S. Cong. 66th Congress. Session Report. No.2227 (September 27, 1919)
- (29) Barsh, 277 <[http://www. Lib. Byu.edu./-rdh/wwi/](http://www.Lib.Byu.edu/~rdh/wwi/)> (2005年3月19日)。
- (30) Britten. 82.
- (31) Ibid., 154.
- (32) たとえば, U. S. Congress. House. Committee on Military Affairs. 66th Congress. 2nd Session. Hearings. “Desirability of Incorporation One or More Indian Divisions in the U. S. Army” (January 28, 1920), 2211. (以後 U.S. Cong. H. Hearings とする)。
- (33) Britten, 102.
- (34) U. S. Congress. H. Hearings. 2203.
- (38) Britten, 101.
- (36) Ibid.
- (37) U. S. Congress. H. Hearings. 2211.
- (38) James W. St. G. Walker, “Race and Recruitment in World War I,” *Canadian Historical Review* 70 (March 1989), 10-12.
- (39) U S. Congress. H. Hearings. 2166.
- (40) Ibid., 2165.
- (41) “Indian Affairs: Laws and Treaties” <<http://www.digital.library.okstate.edu/kappler/Vol4/html>> (September 30, 2005)
- (42) Indian Rights Association, “What We Should Do for the Indian.” April 29. 1919 (インディアン権利協会文書, マイクロフィルム) .
- (43) U. S. Congress. House. 66th Congress. 1st Session. Report 140. to accompany H. R. No. 5007.
- (44) Ibid.
- (45) たとえば, Britten, 33-34. .
- (46) U. S. Cong.. H. Hearings. 2219.
- (47) Ibid., 2220.
- (48) Ibid., 2179.
- (49) Ibid. この書簡が大統領に届いた事実は, 受領した旨を伝える書簡によって公聴会で明らかにされている。
- (50) Dempsey, *Warriors of the King*, 80.
- (51) Frederick O. Loft, “The Indian Problem.” *Women’s Century*, 1920. 6.. Dempsey, *Warriors*. 80に引用。
- (52) Canada.. House of Commons. *Debate*. June 15, 1948. 5262.
- (53) Ibid., June 15, 1948. 5260.
- (54) Canada. House of Commons. *Debate*. February 24, 1959, 1337.
- (55) Ibid., 1338.
- (56) Ibid., February 24, 1959, 1342.
- (57) Ibid., June 2. 1959, 4257.

- 58) 米国、カナダにおける日系人の第一次大戦参加と市民権獲得に関しては Hiroko Takamura. “World War I and Japanese Immigrants’ Fight for Citizenship in US and Canada” 『東洋女子短期大学紀要』第34号 (2002年3月), 1-12. を参照のこと。
- 59) 米国、カナダにおける女性の第一次大戦と参政権獲得をめぐる問題については、高村宏子「アメリカ、カナダにおける女性の第一次大戦参加と参政権獲得—議会の審議過程を中心として—」『東洋学園大学紀要』第12号 (2004年3月), 49-58を参照のこと。